

質問書に対する回答

件名) 東京湾アクアライン連絡道 金田高架橋はく落対策工事

No.	質問事項	回答
1	特記仕様書【17-4 はく落防止対策工】および移動足場工での施工とされている項目 検査路等支障物により移動足場工での施工が不可となる場合、設計変更協議の対象にな ると考えてよろしいでしょうか。	現地調査後、検査路等支障物により移動足場工での施工が不可と監督員が認 める場合は、設計変更協議の対象になります。